

調整会議に関する要綱

制定 平成22年 7月 1日

改正 平成24年 4月 1日

平成25年 6月28日

平成29年 3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）の重要な運営方針、事業等を審議するため、調整会議を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 調整会議は、理事長、常務理事、総務施設課長、文化事業課長及びスポーツ事業課長をもって組織する。

2 前項に規定する者のほか、事案に関係ある職員を調整会議に参加させることができる。

(付議事項)

第3条 次の事項は、調整会議に付議しなければならない。

- (1) 財団の総合企画及び運営方針に関すること。
- (2) 重要な事務事業の実施に関すること。
- (3) 財団の組織、職制及び財団運営の基幹的制度に関すること。
- (4) 理事会及び評議員会の議案、報告事項等となる事案に関すること。
- (5) 予算編成方針に関すること。
- (6) 重要な意見具申等建議に関すること。
- (7) その他財団の重要な事項に関すること。

(開催)

第4条 調整会議は、毎月の第4木曜日又は第5木曜日にこれを開催する。ただし、緊急の必要がある場合は、臨時にこれを開催することができる。

(事案の提出)

第5条 調整会議に付すべき事案は、あらかじめ、これを総務施設課長に提出するものとする。

(主宰)

第6条 調整会議は、理事長がこれを主宰する。ただし、理事長が出席できないときは、常務理事がこれを主宰する。

(意見の聴取等)

第7条 理事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、第2条第1項及び第2項に規定する以外の者を調整会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 調整会議の庶務は、総務施設課がこれを処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。